

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。	1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性 本業務は、外国人県民に対する生活面へのサポートとして、生活に必要な日本語学習のための環境整備を行うにあたり、日本語教育に関する相談対応・課題の集約化を行い、市町村、外国人雇用企業、民間団体等、日本語教育に関わる様々な団体を巻き込みネットワーク化を図るとともに、日本語教室の立ち上げ・運営を支援する専門家の派遣や、人材育成研修の実施等を行う「岐阜県日本語学習支援センター」運営業務を委託するもの。 委託業務内容は以下のとおり。 ・日本語教室関係者等からの相談対応 ・地域日本語教育コーディネーター運用業務 ・人材育成研修、学習支援者講習会の開催 ・やさしい日本語研修会の開催 ・日本語教育に関する事例発表の実施 ・日本語教育関係者連絡会議の開催 ・広報、情報発信ほか また、本業務は次の特殊性を有している。 ・本業務の遂行にあたっては、日本語教育に関する知識のみでなく、県内全体の日本語教室を広域的に支援し、地域の日本語教室及び日本語教育関係者とのネットワークを構築しつつ、適切なアドバイスができる人材をコーディネートするなどのノウハウが必要である。 ・さらに、県が進める多文化共生施策と連携し、外国人への行政情報の発信、日本語教室を拠点とした多文化共生の課題への対応など、県の補完的な役割を担うことが求められる。 2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明 (公財)岐阜県国際交流センターは、国際交流活動の支援や多文化共生社会の実現を図ることを目的とし、平成元年に県100%出捐によって設立され、これまで地域日本語教室が抱える課題に対し、適切な助言ができるアドバイザーを派遣するなど、地域日本語教育の環境整備に取り組んできた実績を有する。また、県内の日本語教室や日本語教育関係者との連絡会議を開催するなどし、ネットワークを構築している。令和5年度には、これらの実績を踏まえ、「岐阜県日本語学習支援センター」運営事業の前身となる「岐阜県日本語教育体制づくり推進事業」を県から受託したほか、令和6年度には同センター内に「岐阜県日本語学習支援センター」を開設し、令和6年度から令和7年度にかけて人材育成研修や地域日本語教育コーディネーターの派遣等の支援センター運営業務を県から受託した実績を有し、県が実施する日本語教育事業に精通している。 このように、県内全域を対象として日本語教室の運営に係る支援を行うことができる団体は他には無く、必要な知識と実績、ノウハウを持ち合わせ、全県的な対応が可能な唯一の団体である。

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。